

富浦町告示第五十九号

本町の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月十日

富浦町長 遠藤 一郎

記

（変更調書）

新		大字	大字
嶋	長所	字	大字
旧		大字	大字
長所	札ノ辻	字	字
一六三の内 一六四の一の内 一七三の三	一〇三の内 一〇四の一	地  番	

台	蛭田	川田	
---	----	----	--

蛭田	台	宮ヶ谷	原	嶋	
の 一 の 内  五 九 七 の 内  五 九 八 の 内  五 九 九  六 〇 〇	の 内  六 三 八 の 内  六 三 九 の 一 の 内  六 三 九 の 二	接する水路である国有地の全部  五 三 四 の 二  五 三 七 の 二  五 三 八 の 二 に 隣	〇 九 の 二  三 一 〇 の 一   三 〇 三 の 一  三 〇 四 の 一  三 〇 四 の 二  三	一 八 二  一 八 三 の 一 の 内 と 一 八 三 の 三 の 内  一 九 三 の 一 の 内  一 九 三 の 三 の 内	一 七 五 の 一  一 七 六 と 一 八 〇  一 八 一 の 一  一 八 一 の 二

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部